装管原第５８７８号
令和５年３月３１日
一部改正　装管原第９４５０号
令和５年５月２９日

調達事業部長　殿

調達管理部長
（公印省略）

経費率算定要領について（通知）

標記について、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）等の改正に伴い、別添のとおり令和５年４月１日から施行することとしたので通知する。

なお、経費率算定要領について（装管原第４９１３号。令和２年３月３０日）は令和５年３月３１日をもって廃止する。

添付書類：経費率算定要領

経費率算定要領

目次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　経費率の算定
　第１節　総則（第７条・第８条）
　第２節　賃率等（第９条－第１１条）
　第３節　製造間接費率等（第１２条・第１３条）
　第４節　加工費率（第１４条）
　第５節　一般管理及び販売費率（第１５条－第１７条）
　第６節　利子率（第１８条－第２２条）
　第７節　利益率（第２３条）
　第８節　基準の設定（第２４条）
第３章　雑則（第２５条・第２６条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要領は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第３５号。以下「算定事務訓令」という。）第２６条に基づき、経費率の算定に必要な細部の事項及び手続を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務要領について（装管原第２７７号。２７．１０．１。以下「算定事務要領」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑴　公共機関等　国の行政機関、地方公共団体、法律に基づき設置される公庫、公団等の政府関係機関及びこれに準ずる機関をいう。

⑵　統計資料等　公共機関等の告示及び公共機関等の発行する各種統計資料であって次のア及びイに掲げる条件を満たすものをいう。

ア　毎年継続的に発行されていること。

イ　一般に公開され、容易に入手できるものであること。

⑶　留意事項通知　調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第７０条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項について（装管原第５８３４号。令和５年３月３１日）をいう。

（経費率算定等の実施）

第３条　経費率の算定又は設定の実施は、算定基準等及び算定事務要領第２０

条第２項の規定によるほか、次の各号によることができる。

⑴　公共機関等において、既に調査した資料があり、当該資料が適当であると認められるときは、当該資料をもって調査に代えることができる。

⑵　前号の機関に対し調査の一部を委託することが適当であると認められる場合は、その方法によることができる。

（算定の対象事業）

第４条　算定事務要領第１９条第１項に規定する当該年度において経費率の算定等を行う必要があると認める事業とは、契約相手方として選定しようとする者のうち必要なものをいう。

（算定に係る留意事項）

第５条　算定事務要領第２０条に規定する経費率の算定等は、事業基準を基礎として調達物品等の製造等の実態に即したものとする。

２　前項の事業基準が企業会計原則等に準拠していない場合又は事業において前項の事業基準を定めていない場合は企業会計原則等を援用するものとする。

３　第１項において、事業基準を基礎とするにあたっては、算定事務要領第２１条の規定に基づき作成する計算項目等基準表に留意するとともに、当該事業の実情、調達物品等の生産期間中における変動の見込み等を考慮し、当該年度の調達物品等に対する合理的な配賦の計算が困難と認められる場合は、必要な調整を加えて算定することができるものとする。

４　前項の算定において、製造直接費若しくは製造間接費又は販売間接費若しくは販売直接費のいずれに計上するか検討の余地がある費用については、その性質及び事業基準を勘案した上で、できる限り製造直接費又は販売直接費に計上するものとする。

（提出を求める資料）

第６条　算定事務要領第２０条に規定する必要な資料は原則として次の各号のとおりとし、当該事業の実態を示す会計記録等に基づいたものとする。

⑴　事業基準

⑵　直近の有価証券報告書（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２４条第１項に規定する有価証券報告書をいう。）。ただし、有価証券報告書の作成を要しない事業にあっては、直近の事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び付属明細書

⑶　直近の原価明細書（原価要素を費目別、部門別及び調達物品の特性により必要があると認められる場合は製造別に集計したものをいう。）

⑷　予定賃率等及び予定製造間接費率等又は予定加工費率（事業が実際原価を計算する場合に使用する予定配賦率であり、経営計画における部門費の予算資料等とする。）の算定資料及び前年度の予定賃率等及び予定製造間接

費率等又は予定加工費率の算定資料に対応する実際計上額等の集計資料

⑸　その他、経費率算定に当たり、前各号の提出書類の関係性及び整合性の確認に必要となる会計帳簿等及び事業の活動実態を把握するために必要となる資料

２　前項のうち過去の資料がないものについては、前項に準ずる様式をもって資料の提出を求めるものとする。当該資料は株式会社にあっては、取締役会の議決等（会社法第３４８条第２項又は第３６９条第１項の規定により行うものをいう。）、その他の事業者にあっては取締役会等に準ずると認められる機関の承認を得た事業予算書に基づいて作成されたものとする。

第２章　経費率の算定

第１節　総則

（個別経費率の適用期間）

第７条　算定事務要領第１８条に規定する標準個別経費率及び実際個別経費率の一定の期間は、原則として、財政法（昭和２２年法律第３４号）第１１条に規定する国の会計年度とし、算定事務要領第１８条に規定する指定個別経費率の適用期間は原則として、契約しようとする調達物品の予定生産（又は販売）期間とする。

（指定個別経費率の適用）

第８条　算定事務要領第１９条第２項の規定により指定個別経費率を適用し、又は中止するに当たり、調達事業部長の承認を得るときは、契約条件の特性を原則として次の各号について考慮するものとする。

⑴　契約履行期間

⑵　専用治工具等の初度費

⑶　売上に先行する資金需要及び回収期間

⑷　当該契約が売上高全体に占める割合

⑸　標準個別経費率及び実際個別経費率に与える影響

第２節　賃率等

（賃率等の計算）

第９条　算定基準訓令第４４条に規定する賃率等の計算は、次の各号により行うものとする。なお、各計算要素は、算定基準訓令第２７条及び同第２９条から同第３１条までの規定に準拠するとともに、算定事務要領第２１条の規定に基づき作成する計算項目等基準表に留意するものとする。

⑴　事業基準が原価計算基準に準拠するかについて調査するとともに、調達物品等の製造等に関連する費用を各契約に当該事業の実情に応じて合理的に配賦するための検討を加えた上で、算定基準訓令第４４条各号に掲げる計算式を決定するものとする。

⑵　予定賃率等を適用している事業においては、前号の検討を加えた上で、当

該予定賃率等から算定基準訓令第３６条に定める非原価項目の控除を行い計算するものとする。

⑶　前号によることが適当でないと認められる場合は、事業の実際計上額から次のア及びイに掲げる事項について修正を行い、第７条に規定する適用期間における次条に規定する変動要素を考慮し、実績賃率等を計算することができる。

ア　算定基準訓令第３６条に定める非原価項目の控除

イ　月割計算費用の配賦額の修正

（賃率等の変動要素）

第１０条　算定基準訓令第４４条に規定する変動の考慮は、次の各号について行うことを原則とする。

⑴　賃金及び諸手当の水準の変動

⑵　賃金支払制度の変動

⑶　臨時工（又は社外工）等の低賃率者の使用又は緊急作業等の高賃率者の使用

（期間工数計算の特例）

第１１条　算定基準訓令第４４条に規定する期間工数が資料等から得られない場合は、在籍人員数を基礎とし次の各号のいずれかにより計算するものとする。

⑴　期間工数 ＝ １日当り期間平均定就業時間 × １人当り期間要出勤日数 ×期間平均出勤率 ×（１＋期間平均残業率） × 期間平均稼働率 × 期間平均在籍直接工人員 ＋ 期間間接工直接作業時間

⑵　期間工数 ＝ １日当り期間平均定就業時間 × １人当り期間要出勤日数 × 期間平均出勤率 × （１＋期間平均残業率） × 期間平均在籍直接工人員

２　前項の各号におけるそれぞれの数値は、次の式により算出するものとする。

⑴　１日当り期間平均定就業時間 ＝ 期間月別定就業時間 ／ 期間日数

⑵　期間平均出勤率 ＝ 期間直接工所定内実出勤時間 ／ 期間直接工要出勤時間

⑶　期間平均残業率 ＝ 期間直接工残業時間 ／ 期間直接工所定内実出勤時間

⑷　期間平均稼働率 ＝ 期間直接工直接作業時間 ／ 期間直接工実出勤時間

⑸　期間平均在籍直接工人員 ＝ 期間月別直接工人員 ／ 期間月数

３　前２項の数値又は計算式が適当でないと認められる場合は、統計資料等を参考とし、業種又は作業内容を考慮して修正することができる。

第３節　製造間接費率等

（製造間接費率等の計算）

第１２条　算定基準訓令第５７条に規定する製造間接費率等の計算は、次の各号により行う。なお、各計算要素は、算定基準訓令第２９条から同第３１条までの規定に準拠するとともに、算定事務要領第２１条の規定に基づき作成された計算項目等基準表に留意するものとする。

⑴　事業基準が原価計算基準に準拠するかについて調査するとともに、調達物品等の製造等に関連する費用を各契約に当該事業の実情に応じて合理的に配賦するための検討を加えた上で、算定基準訓令第５７条第１項各号に掲げる計算式を決定する。

⑵　予定製造間接費率等を適用している事業においては、前号の検討を加えた上で、当該予定製造間接費率等から算定基準訓令第３６条に定める非原価項目の控除、算定基準訓令第２５条第１項に規定する計算項目中、経費率で計算される計算項目以外の計算項目に計上される額の控除を行い計算するものとする。

⑶　前号によることが適当でないと認められる場合は、事業の実際計上額から次のアからウに掲げる事項について修正を行い、第７条に規定する適用期間における次条に規定する変動要素を考慮し、実績製造間接費率等を計算することができる。

ア　算定基準訓令第２５条に規定する計算項目中、経費率で計算される計算項目以外の計算項目に負担される額の控除

イ　算定基準訓令第３６条に定める非原価項目の控除

ウ　月額計算費用の配賦額の修正

（製造間接費率等の変動要素）

第１３条　算定基準訓令第５７条第１項に規定する変動の考慮は、原則として、次の各号について行うものとする。

⑴　第９条各号に掲げる事項

⑵　製造間接費に属する計算要素の季節的変動

⑶　物価水準の変動

⑷　製造間接費に属する要素の支払条件の変更

⑸　設備投資に伴う変動

⑹　操業度の変動

２　操業度は、工数、機械工数、生産数量、作業量、作業係数換算作業量等の単位をもって測定するものとする。

３　第１項第６号に規定する操業度が実績製造間接費率等の計算の基礎となった操業度に比較し増減するときは、製造間接費に属する要素を変動費と固定費とに分類し、同項第１号から第５号の変動と合わせて必要な修正を加えるものとする。

第４節　加工費率

（加工費率の計算）

第１４条　第１２条及び前条の規定は、算定基準訓令第６７条に規定する加工費率の計算について準用する。この場合において「製造間接費」とあるのは「加工費」、「製造間接費率等」とあるのは「加工費率」と読み替えるものとする。

第５節　一般管理及び販売費率

（一般管理及び販売費率の計算）

第１５条　算定基準訓令第５９条に規定する一般管理及び販売費率の計算は、留意事項通知第４項の規定に基づき、原則として、過去３か年度の平均の一般管理及び販売費の額を、当該年度の事業の実情等を考慮した年度の期間売上原価で除するものとする。また、各年度の一般管理及び販売費の計算は、次の各号により行うものとする。

なお、各計算要素は算定基準訓令第３２条の規定に準拠するとともに算定事務要領第２１条の規定に基づき作成する計算項目等基準表に留意するものとする。

⑴　事業基準が原価計算基準に準拠するかについて調査するとともに、調達物品等の製造及び販売に関連する費用を各契約に当該事業の実情に応じて合理的に配賦するための検討を加えた上で、算定基準訓令第６０条に掲げる計算式を決定する。

⑵　前号に定める事業の実際計上額から次のアからウに掲げる項目について控除又は修正を行い計算する。ただし、適用する期間について、算定基準訓令第６０条の変動が見込まれる場合は、次条の変動要素を考慮して計算することができる。

ア　算定基準訓令第２５条第１項に規定する計算項目中、経費率で計算される計算項目以外の計算項目に負担される額の控除

イ　算定基準訓令第３６条に定める非原価項目の控除

ウ　算定基準訓令第３４条第１項ただし書きに基づく、一般管理及び販売費に属する費用が営業外損益に含まれている場合の補正

⑶　過去３か年度の平均の一般管理及び販売費の額を計算の基礎とする際に、組織変更等により過去の一般管理及び販売費の額を当年度の計算とすることが適当と認められない場合は、当該一般管理及び販売費の額を、組織変更等を考慮して修正した額をもって、当年度の計算の基礎とすることができる。

⑷　予算統制を実施している事業において過去１年間の予算と当該予算に対応する実績とが管理されていると認められる場合は、当該予算から第２号の各項目の修正を行い計算することができる。

⑸　算定基準訓令第３２条に規定する種類及び金額において正当な広告宣伝

費の額は、企業が支出した広告宣伝費のうち、当該期間売上原価に対し０．１％以下の額とするものとする。

（一般管理及び販売費率の変動要素）

第１６条　第１３条の規定は、算定基準訓令第６０条に規定する変動の考慮について準用するものとする。この場合において、「製造間接費」とあるのは「一般管理及び販売費」と、「操業度」とあるのは「期間売上原価」又は「期間製造原価」若しくは「期間加工費」と読み替えるものとする。

（期間売上原価、期間製造費用及び期間加工費の計算）

第１７条　算定基準訓令第６０条に規定する期間売上原価、期間製造原価及び期間加工費は、原則として、過去１年間の実績額により計算するものとする。ただし、適用する期間について算定基準訓令第６０条の変動の見込みができる場合は変動の見込みを加えて計算することができる。

第６節　利子率

（利子率の計算）

第１８条　算定基準訓令第６３条第１項に規定する利子率の計算は、原則として、過去１年間の実績により計算するものとする。ただし、適用しようとする期間について変動が見込まれる場合は、変動の見込みを加えて計算することができる。

（経営資本の計算）

第１９条　算定基準訓令第６３条第１項の計算式中の経営資本は、個別財務諸表に基づき、次の各号に掲げる計算式のいずれかにより計算するものとする。

⑴　経営資本 ＝（期首経営資本＋１/四半期末経営資本+２/四半期末経営資本+３/四半期末経営資本+４/四半期末経営資本）／５

⑵　経営資本 ＝ （期首経営資本＋２/四半期末経営資本＋期末経営資本）／３

⑶　経営資本 ＝ （期首経営資本＋期末経営資本）／２

（個別企業のセグメント情報等による計算）

第２０条　前条に規定する個別財務諸表によるよりも、個別企業のセグメント情報等（以下「個別セグメント」という。）を適用することで、防衛事業の特性をより反映できると判断する場合には、個別財務諸表との関係を明らかにした上で、これによることができる。

２　前条に規定する経営資本の計算において、個別セグメントを適用する場合は、次の計算式により計算し、これにより得られた値を経営資本とみなして計算するものとする。

経営資本 ＝ 個別セグメントにおける各セグメント等への未配分額のうち経営目的に直接関連する資産の額 × 選択したセグメント等の経営資本額／各セグメント等の経営資本額の合計 ＋ 選択したセグメント等の経営資本額

（期間総原価の計算）

第２１条　算定基準訓令第６３条第１項の計算式中の期間総原価は、原則として、過去１年間の実績額により計算するものとする。ただし、適用しようとする期間について変動が見込まれる場合は、変動の見込みを加えて計算することができる。

（標準金利の計算）

第２２条　算定基準訓令第６３条第３項に規定する標準金利は、統計資料等における次の各号の数値等を考慮するものとする。

⑴　国内銀行貸出約定平均金利

⑵　公社債応募者利回り

⑶　国債平均利回り

⑷　企業の無利子負債、各有利子負債及び自己資本の構成率

第７節　利益率

（利益率の計算）

第２３条　利益率の計算は、景気変動を平準化できる程度の期間における事業の属する業種の実績を考慮するとともに、当該事業の品質管理・原価管理・納期管理に係る活動等を評価して定めるものとする。

第８節　基準の設定

（基準の設定）

第２４条　算定事務要領第２１条に基づき、原価管理官と物別官室長は連携を保ち、必要のある場合には、経費率の算定に当たり、あらかじめ次の各号に関する基準を作成し、防衛装備庁長官の承認を受けるものとする。

⑴　算定基準訓令第２７条に規定する各計算要素に属する各企業の原価費目に関すること及び同条第２項の規定に基づき、間接労務費に属する費用へ計上すべき諸手当の具体的な費用名称等に関すること。

⑵　算定基準訓令第２９条から同第３２条までに規定する各計算要素に属する各企業の原価費目に関すること。

⑶　算定基準訓令第３４条第１項前段の規定に基づき、算定基準訓令第３章に定める計算項目及び計算要素並びにその計算方法（以下「項目等」という。）について、当該事業基準の定めを基準とする場合の具体的な項目等に関すること。

第３章　雑則

（端数処理）

第２５条　経費率の算定を行う場合の端数処理は、次の各号による。

⑴　中間計算の端数処理は、４捨５入とする。

⑵　中間計算における率の端数処理は、０．０１％未満の端数を切り捨てる。

⑶　操業度等　操業度等の計算においては、次の要領により切り上げる。

ア　操業度に金額を採用している場合

(ｱ)　１００万円未満の場合

上位より実数３位未満は、これを切り上げる。

(ｲ)　１，０００万円未満の場合

上位より実数４位未満は、これを切り上げる。

(ｳ)　１，０００万円以上の場合

上位より実数５位未満は、これを切り上げる。

イ　操業度に金額以外を採用している場合

上位より実数４位未満は、これを切り上げる。ただし、操業度が１０，０００未満の場合は、実数の１の位を切り上げるものとする。

⑷　最終計算

ア　標準金利、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率については、０．１％未満を切り捨てる。

イ　賃率、製造間接費率及び加工費率は５円をもって単位とし、５円未満を切り捨てる。

ウ　工場管理費率等、金額以外を単位とするものは、０．１％未満を切り捨てる。

（経過措置）

第２６条　この通知の施行の日前に、経費率算定要領について（装管原第４９１３号。令和２年３月３０日）の規定より行われた手続は、別段の定めのあるものを除き、この通知の規定により行われた手続とみなす。